

### 韓国知的財産ニュース 2012年 10月後期

(No. 233)

発行年月日: 2012年11月6日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

#### ★★★目次★★★

※このニュースは、10月15日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、<u>制度関連</u>

▶ 1-1 特許権等の登録令施行規則の一部改正令案立法予告(10.19)

#### 関係機関の動き

- ▶ 2-1 世界の子供の発明先生に変身した「ポロロ」(10.16)
- ▶ 2-2 中小企業の技術保護及び支援策(10.17)
- ▶ 2-3 教育科学技術部所管の研究機関、優秀特許の割合が減少基調に(10.17)
- ▶ 2-4 中国大陸の模倣品取締まり担当の公務員、「IP 韓流」を体験(10.17)
- ▶ 2-5 産業技術研究会所属の政府系研究機関、特許活用率は依然として低い水準 (10.18)
- ▶ 2-6 イ・サンミン議員「政府系研究機関の特許のうち、事業化率は平均 13.8%」 (10.18)
- ▶ 2-7 「IP を活用して R&D 活性化」キャンペーンを展開(10.18)
- ▶ 2-8 韓米特許庁が共同でロードショーを開催(10.22)
- ▶ 2-9 韓国特許庁が中小企業に足を運んで直接サービスを提供(10.23)
- ▶ 2-10 韓国特許庁、知能型ロボット大会を支援(10.23)
- ▶ 2-11 グローバル知財権合戦で生き残る方法を提示(10.24)
- ➤ 2-12 韓国特許庁、「知的財産教育の先導大学」に檀国大学・ソウル大学・釜山 経済大学を追加選定(10.26)
- ▶ 2-13 特許庁初の特許生物資源データベースを構築(10.26)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- ▶ 3-1 アップル、日本裁判所にサムスン電子を控訴(10.16)
- ▶ 3-2 19目、アップルとサムスンの運命が変わる?(10.17)

- ▶ 3-3 米国の ITC、予備判決を 25 日に延期 (10.17)
- ▶ 3-4 「アップルには屈辱」…イギリスで何が? (10.19)
- ▶ 3-5 SK ハイニックス、ラムバス社との特許訴訟で再審理を要請(10.19)
- ▶ 3-6 コーロン「米国検察の起訴に強力な対応を」(10.19)
- ▶ 3-7 韓国の有名アウトドア衣類も「偽物」注意! (10.22)
- ▶ 3-8 アップル、2年前に2億5000万ドルのロイヤルティを要求(10.23)
- ➤ 3-9 米 ITC、「LG 電子は ITRI の LCD 特許を侵害していない」(10.23)
- ▶ 3-10 米国特許庁、「アップルのバウンスバック特許は無効」(10.23)
- ▶ 3-11 アップル、「米国の法務部がサムソン電子の反独占法の違反について 調査中」(10.24)
- ▶ 3-12 オランダ裁判所、「サムソンアップル特許を侵害していない」(10.24)
- ▶ 3-13 ITC、「サムソンはアップルの特許を侵害」…輸入差し止めの危機か

(10.25)

#### デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 スマートフォンの影響で「ゲーム商標」出願が急増(10.19)

#### その他一般

- ▶ 5-1 グローバル特許紛争の解決策を模索する「国際民間 IP 連合体」が発足 (10.18)
- $\triangleright$  5-2 国内 3 大研究大学、「眠っている特許」が  $65^{\sim}95\%(10.19)$
- ▶ 5-3 インテル、韓国の特許協力条約の利用件数が急増、背景は半導体特許競争 (10.20)
- ▶ 5-4 世界の IP 専門家、「韓国」を再評価(10.21)
- ▶ 5-5 CPA グローバルの首席副社長、「韓国企業、まだ特許管理が不十分」(10.22)
- ▶ 5-6 「ナロ号」、韓国の宇宙技術特許の希望を打ち上げる(10.25)
- ▶ 5-7 国内 IP サービス業会、海外に「積極的」(10.29)
- ▶ 5-8 着るコンピュータの時代がやってくる! (10.29)
- ▶ 5-9 ID、LED 企業を保護する守り型特許を構築(10.30)
- ▶ 5-10 機械、お互い疎通を始める!(10.30)
- ▶ 5-11 特許合戦の時代、女戦士が行く!(10.31)

#### 法律、制度関連



#### 1-1 特許権等の登録令施行規則の一部改正令案 立法予告

韓国特許庁(2012.10.19)

#### 1. 改正理由

「住民番号の収集・利用の最小化に関する総合対策」により、従来の書式の中、住民番号・住所を収集項目として規定していた様式を見直し、信託の合併・分割、再信託等の新設された信託制度に関する登録手続きを設ける内容として、特許権等の登録令が改正(大統領令第24044号、2012.8.14.公布・施行)にともない、関連登録書式に同内容を反映する一方、登録返戻し手続きをより便利に見直し、現行制度の運営上の問題点を合理的に改善・補完するためである。

#### 2. 主要内容

- イ. 書式の中に求めていた不必要な住民番号の記載様式を削除
- 1)従来の書式のなかに「代位申請人」の住民番号を記載するようになっていた様式を 削除(別紙 14~15 号、18~19 号、21~23 号、25 号の書式を改正)
- 2)登録権利者・義務者、申請者が法定代理人である場合、住民番号を記載するようになっていた様式を削除(別紙 14 号書式から別紙 29 号書式までを改正)
- 3)登録権利者・義務者等の出願人コードを記載する場合には、住所を収集項目から削除(別紙 14 号から別紙 29 号の書式までを改正)
- 4)債務者に出願コードがない場合、住民番号を記載するようになっている様式を削除 (別紙 17 号を改正)
- ロ. 新設された信託制度を反映するため、書式上に収益権の発生に関する事項及び特殊な類型の信託の場合等を明示(別紙 22 号改正)
  - ハ. 登録返戻しによる新規申請の手続きを改善
- 1)現実に合わせて根拠の規定を明確化するため、返戻している先行の申請書がある権利について同一の申請人が同一の内容の申請書を再び提出する場合、先行申請書については、登録返戻しを要請したものとみなし、後行申請書を直ちに審査できるように改善
  - ニ. 現行制度の運営上の問題点を合理的に改善
- 1)登録補正対象及び登録返戻し対象に記載されることになっている「特許(登録)番号 (国際登録番号)を削除(別紙 24 号、29 号を改正)
- 2)登録権利者·義務者が共同で補正書を提出しなければならない場合に備え、「提出人」 欄を追加(別紙 24 号改正)
  - 3)「代位申請人」欄を新設し、書式上の問題点を補完(別紙 27 号、29 号を改正)

#### 関係機関の動き



#### 2-1 世界の子供の発明先生に変身した「ポロロ」

韓国特許庁(2012.10.16)

子供から大人気を得ている韓国の人気アニメーションキャラクター「ポロロ」が今回、 世界の子供の発明先生に変身した。

韓国特許庁は、子供が発明と知的財産権をより楽しく、分かりやすく理解できるように「ポロロ」を主人公にしたアニメーションを制作・配布すると発表した。知財権教育向けの「ポロロ」のアニメーション「Getting Creative with Pororo」は、2010年から約3年にかけて韓国特許庁と世界知的所有権機関(WIPO)、(株)オーコン(ポロロの制作会社)が合作して作り上げた教育資料だ。

このアニメーションは、子供の水準に合わせて主に「発明は楽しい」「他人の創作物を 尊重することの大切さ」などの内容で、「発明王ポロロ」、「発明大会に行ったポロロ」、 「商標を作ったポロロ」の3つに構成されている。

キム・ホウォン庁長は、広報のため、第 50 回世界知的所有権機関(WIPO)の総会に出席し、公式発売のイベントを行なった。このイベントで庁長は、知財権教育向けアニメーションの重要さを広くうながし、フランシス・ガリ事務局長を始めとする各国の代表は、知財権教育向けの「ポロロ」アニメーションに大きな関心を示した。

これまで韓国特許庁は、先進国と途上国間の知財権格差を解消するため、WIPO に韓国信託基金を設けて様々な取り組みを行ってきた。「ポロロ」を活用した教育用の動画制作事業も同基金を利用した事業の一環として進められた。世界の子供は、韓国の固有のキャラクターを通じてより楽しく知財権の教育を受けることができると期待されている。

キム・ホウォン庁長は、「韓国で作られたキャラクターであるポロロが世界の子供の発明先生になったことを嬉しく思い、これをきっかけに知的財産世界第4位の韓国の地位は更に高まるだろう。」と期待を示した。

「Getting Creative with Pororo」アニメーションは、現在、韓国語と英語で制作されており、WIPO を通して各国特許庁及び知的財産政府機関に配布される予定だ。

韓国特許庁は、「Getting Creative with Pororo」を 10 月中旬から韓国特許庁の英文ホームページ (http://www.kipo.go.kr/en) 及び、国家知識財産教育ポータル (http://www.ipacademy.net)でそれぞれ英語と韓国バージョンを無料で提供する予定だ。ただし、営利の目的で使用することは禁止されている。

#### 2-2 中小企業の技術保護及び支援策

企画財政部(2012.10.17)

中小企業の技術流出による被害の防止に向け、政府が動き出した。

企画財政部のパク・ジェワン長官は、17日、政府庁舎における第31回「危機管理対策会議」を主宰した場で「中小企業を技術流出による被害から保護するため、政府がその解決に乗り出す」として「中小企業の技術保護及び支援策」を打ち出した。



昨年の1年間、韓国の中小企業1社当たりの技術流出により受けた被害は、平均1.6件であり、1件当たりの平均被害額も2009年10億2000万ウォンから昨年15億8000万ウォンに毎年増加している。そのため、技術保護に関する対策が求められているものの、資金難により防止システムにまで手が回らず、法的紛争の解決にも苦労している中小企業が大半だ。

この日に打ち出された支援策によると、政府は、今年末をメドに大企業・中小企業間の技術流出関連の紛争を仲裁・調整する民間の自律紛争調整機関を設立し、中小企業が 社内で技術セキュリティ能力を確保できるよう、「社内セキュリティ専門家」育成プログラムを実施する計画だという。

今年末までに設置される技術流出関連の紛争調整機関は、大中小企業協力財団内の受 託紛争調整協議会を拡大改編して運営し、産業技術については、産業技術紛争調整委員 会を通じて調整を行う計画だ。

法的な紛争が起きた場合には、法律専門家を派遣するほか、法律専門家などの専門家プールも 200 人から 250 人に増やすという。一方、技術流出により経営に苦しんでいる企業を政策資金の支援対象にする案も検討中だ。必要な場合には、関連法の改正も行う。

中小企業がセキュリティ能力を備えられるよう、「社内セキュリティ専門家」育成課程 を運営できるように支援を行う一方、来年からは、地方中小企業庁にて「社内セキュリ ティ専門家」教育を実施する計画だ。

知識経済部と韓国特許庁、中小企業庁にセキュリティ専門家の育成課程を新設し、関連の教育プログラムを設けるほか、警察庁からは実効性のある教育を可能にするよう、技術流出に関する捜査事例を提供することにした。

また、技術保護マニュアルを制作・配布する一方、技術が流出された際にオンラインでの通報が可能なモバイル・アプリケーションも開発・配布する計画だ。

中小企業庁が行っている技術保護診断コンサルタント事業も強化し、現在の事業を「事前診断過程」と「技術流出が懸念されるか進行中にある企業」に分けて運営する。

パク長官は、「中小企業の技術流出による被害規模が毎年増加しているが、技術保護への対応力が脆弱な状態であり、事前的な仲裁・調整システムが整っていない。過去の高度成長期とは違う、新しい成功方式を探るべきだ。」と述べた。

(詳細な項目は、ジェトロ HP(http://www.jetro-ipr.or.kr/)の「韓国政府の動き」にてご確認できます。)

<イ・ホスン記者>

#### 2-3 教育科学技術部所管の研究機関、優秀特許の割合が減少基調に

電子新聞(2012.10.17)

教育科学技術部所管の政府系研究機関 9 か所の優秀特許の割合が毎年減少していることが把握された。民主統合党のユ・ギホン議員は、17 日、教育科学技術部の資料を分析

した結果、2006 年から 2011 年の政府系研究機関 9 か所が登録した 4212 件の特許のうち、37%の 1579 件が技術面で優秀な特許だったと発表した。政府系研究機関の優秀特許の割合は、2006 年 31.4%から 2009 年 41.1%まで増加したが、その後減少に転じ、昨年は 36.5%にとどまった。

優秀特許とは、韓国発明振興会が運営しているオンライン特許自動評価により、最高の AAA ランクから C ランクまでの 9 ランクのうち、上位の 3 ランクに属している特許を意味する。研究機関別では、韓国科学技術研究院(KIST)と韓国生命工学研究院(KRIBB)がそれぞれ 44.3%、43.3%と優秀特許の割合が高くなった。韓国天文研究院(KASI)と韓国科学技術情報研究院(KISTI)は、0.0%、7.5%で最下位となった。

ユ・ギホン議員は、「これは、研究院が時間と実績に追われて量的成長に重みを置いた結果であり、研究成果の質的な評価を重視する雰囲気の定着が求められる。」と述べた。 <ユン・デウォン記者>

#### 2-4 中国大陸の模倣品取締まり担当の公務員、「IP 韓流」を体験

韓国特許庁(2012.10.17)

- □ 韓国と中国の国交正常化 20 周年を記念し、韓国特許庁は、KOTRA と共同で中国の中央及び地方政府の各分野で知的財産権の保護を担当している公務員 28 人を韓国に招待し、知的財産の現場研修を行った。
- 10月15日から10月18日まで行なわれた今回の研修には、中国政府の知財権管理部署である「知識産権局」(特許とデザイン)、「工商行政管理局」(商標)、裁判所、税関、大学及び研究所などの各分野で知財権関連業務を担当している公務員と裁判官、教授などが参加した。
- 韓国特許庁と KOTRA は、今回の研修を通じて、中国で韓国企業の知財権が侵害された場合に迅速かつ円滑な処理を受けるという狙いで、中国の知財権担当の公務員と韓国企業の知財権担当者との友好的な協力チャンネルが構築できるよう、積極的に支援する計画だ。
- □ これに先立ち、韓国特許庁は、今回の研修の一環として 10 月 16 日の午前、庁舎で韓国の知財権保護制度の説明会を開催した。
- キム・ホウォン庁長は、歓迎のあいさつにおいて、中国政府の各分野で「知財権の 守護」として活動している公務員に、これまで韓国企業の知財権侵害製品の取締りに傾 注した尽力に感謝の意を表し、今後の格別な関心と協調を要請した。

※2011 年、KOTRA の上海 IP-DESK では、中国の地方政府、工商行政管理局などの 関連機関との協力チャンネルを通じ、韓国企業の有名な商標の模倣品を対象に集中的な 取締まりを行なった結果、約 15 億ウォンの模倣品、約 37 万点を押収した。

□ また、中国の知財権担当公務員と企業の知財権担当者との懇談会の開催などで、韓国企業の知財権保護への関心の向上を図った。



- 今回の招待研修期間のうち、中国の知財権担当の公務員は、「正官庄」、「ハイニックス半導体」、「LG 電子」、「サムスン電子」などの韓国の産業現場を見学し、当企業の中国内における知財権の保護現状と要請事項などを聴取する予定だ。
  - キム・ホウォン庁長は、「今回の研修を契機に中国の知財権担当者が韓国企業の知財 年保護に対して一層の関心と協力を傾けてくれるものと期待している。」と述べた。

#### 2-5 産業技術研究会所属の政府系研究機関、特許活用率は依然として低い水準

デジタルタイムズ(2012.10.18)

韓国電子通信研究院、韓国生産技術研究院、韓国エネルギー技術研究院、韓国機械研究院など、産業技術研究会に所属している 14 の政府系研究機関の特許活用率が依然として低い水準に留まっているという指摘が出た。

18日、国会で開かれた知識経済委員会の産業技術研究会など、知識経済部の傘下機関を対象に行なわれた国政監査で、オ・ヨンシク議員(民主統合党)は、産業技術研究会に所属している政府系研究機関の10件の登録特許のうち、6件はいわゆる「眠っている特許」だと発表した。

産業技術分野の政府系研究機関の特許活用率は、2008 年 38.3%、2009 年 43.3%、2010 年 44.4%、2011 年 43.1%など、依然として低い水準にとどまっていると指摘した。また、研究機関の技術移転による収入は、2009 年 577 億ウォン、2010 年 656 億ウォン、2011 年 562 億ウォンなどと、支援した R&D 研究投資額に比べて研究開発生産性が 3.5~4.0% の水準にすぎないと付け加えた。米国の開発生産性は、6.8%だと議員は説明した。

イ・チェイック(セヌリ党)も、産業技術研究会に所属されている政府系研究機関の約5100件の特許のうち、技術料の収入を得ている特許は、4100件にすぎず、他の91%は「眠っている特許」だと指摘した。イ議員は、「国家保安技術研究所を除いて、全ての政府系研究機関において特許の維持費用は嵩んでいるのに特許による収入は減っている。」と主張した。

これに対し、産業技術研究会のチャン・ホナム理事長は、「韓国電子通信研究院(ETRI)が高額の特許料を受けていたが、最近小幅減少したのが原因であり、今後は、また特許料の収入は増える。」と返答した。

<キム・スンリョン記者>

### 2-6 イ・サンミン議員「政府系研究機関の特許のうち、事業化率は平均 13.8%」 電子新聞(2012.10.18)

基礎技術研究会傘下の政府系研究機関が登録した特許のなかで、事業化された特許の割合は、平均13.9%にすぎないことが分かった。機関別における偏差値の開きの差が激しい。18日、KAISTで開かれた教育科学技術委員会傘下にある研究機関の特許登録件数は、5183件であり、技術移転は13.9%であるという。



4年間の登録特許における技術移転の現状をみると、韓国科学技術情報院が最も高くなった。112件の登録件数のうち、44件を移転、平均39.2%が事業化された。先進国、特に米国の場合、平均3~4割の技術事業化率とされているが、それに迫る水準だ。その次に、政府系研究機関において長兄のような存在である韓国科学技術研究院が1150件の特許を登録し、技術移転は307件で平均26.6%が事業化された。

韓国航空宇宙研究院も予想以上の良い成果を上げた。4年間、260件の特許登録と68件の技術が移転され、事業化率は、平均26.1%となった。一方、技術事業化率が最も低い機関は、韓国天文研究院で、4年間13件を特許登録し、僅か1件を技術移転した。また、韓国原子力研究院が847件を特許登録したが、87件を技術移転し、技術事業化率は10.2%となった。イ・サンミン議員は、「基礎技術研究会に所属されている機関は、基礎基幹技術を優先的に研究・開発する研究機関ではあるが、開発された技術の事業化も重要だと判断される。研究の企画段階から進行過程、分析、評価、技術移転の契約にいたる全体の過程をきめ細かく支援するシステム無しには、苦労して研究した成果が研究所のお蔵入り状態から脱せられないことを承知してもらいたい。」と述べ、特許管理策の確立を促した。

<パク・ヒボム記者>

機関	登録特許件数	技術移転件数	事業化率(%)
韓国科学技術研究院	1150	307	26.6
韓国基礎科学支援研究院	116	20	17.2
国家核融合研究所	73	12	16.4
韓国天文研究院	13	1	7.6
韓国生命工学研究院	533	67	12.5
韓国漢医学研究院	97	12	12.3
韓国科学技術情報研究院	112	44	39.2
韓国標準科学研究院	603	107	17.7
韓国航空宇宙研究院	260	68	26.1
韓国原子力研究院	847	87	10.2
合計	5183	725	13.9

<出処=イ・サンミン議員室>

#### 2-7 「IPを活用して R&D 活性化」キャンペーンを展開

韓国特許庁(2012.10.18)

韓国特許庁は、「知的財産権(IP)中心の R&D 革新戦略(以下、「IP-R&D 連携戦略」)」を民間に拡大させるため、17日、参加機関である R&D 特許センターに「IP-R&D 拡大支援本部」を設け、産・官・学の CEO や教授などで構成された「IP-R&D リーダーズクラブ」の発足式を開催した。

「IP-R&D 連携戦略」は、特許を研究開発の結果として見なしていたこれまでの観点から脱し、研究開発の企画段階から特許情報を積極的に取り入れ、コア・基幹特許を創出するほか、特許攻勢に積極的に対応する方策を設けることにその目的がある。

これまで韓国特許庁は、「IP-R&D連携戦略」を政府のR&D事業のみならず、中小・中堅企業などの民間分野のR&Dにまで拡大し、産・官・学のR&Dの効率性と知財権の競争力を向上できるよう支援してきた。

2009 年から始まった民間 IP-R&D 支援事業の場合、昨年だけで約 120 社の中小・中 堅企業を支援・新規特許 363 件出願・349 億ウォンの予算削減・3,320 億ウォンの売上 高増大などという効果をもたらし、参加企業から好評を受けていた。

これまで、韓国特許庁の「IP-R&D連携戦略」の方法論は、産業界と学界からその有用性を検証されたが、限られた予算などの理由で自治体、大学・政府系研究機関及び民間への本格的な拡大に向けてのインフラ構築には限界が1あった。

そのため、IP-R&D事業を主管する R&D 特許センター内に「IP-R&D 拡大支援本部」を新設し、2013年からは、大学・政府系研究機関、中小・中堅企業などの主な需要期間を対象に、オーダーメイドの IP-R&D 方法論を共有し、需要企業と特許情報専門機関とをリンクさせる自由な仲介システムを構築する予定だ。また、増加する需要を民間が受け皿になるよう、IP-R&D 専門人材の養成にも取り組むという。

IP-R&D の方法論を経験した産・官・学の代表者 50 人で構成された「IP-R&D リーダーズクラブ」は、事業の効率化に向けた改善策を設け、IP-R&D 方法論の開発支援、優秀事例の紹介など、様々な IP-R&D 拡大活動を推進する計画だ。

キム・ホウォン庁長は、「イノベーション主導型の経済成長に向け、知的財産都 R&D を連携する戦略の拡大は不可欠であり、民間への拡大を通じて中小・中堅企業などに R&D 投資の効率を高め、強い特許を創出できる基盤を構築する効果があるだろう。」と 強調した。

#### 2-8 韓米特許庁が共同でロードショーを開催

韓国特許庁(2012.10.22)

韓米両国の特許庁が共同で主宰し、韓国発明振興会が主管する米国特許制度のロードショー(説明会)が2012年10月23日~25日の3日間、ソウル・釜山・大田で順次開催する。

今回の説明会は、8月の韓米特許庁長による会談において各国の特許制度を相手国で広報説明会を行うことで韓米両国が合意した内容に基づいたものだ。米国は、昨年9月、米国発明法(America Invents Act)を発効し、60年ぶりに特許法を全面改正した。こうした特許法の改正事項を広報するロードショーを海外で開催するのは今回が初めてだ。

<sup>1</sup> これまで R&D を行なった中小企業の 0.98%、中堅企業の 6.7%、全体 R&D 人員の 0.74%のみが韓国特許庁の IP·R&D 事業に参加した。

相違する制度の理解不足から生じる特許紛争を防ぐための取り組みの一環であり、米 国進出を希望する韓国企業が米国特許制度をより理解しやすくなるものと期待されてい る。

ロードショーの目的を伝えるため、ソウルでは韓国特許庁のキム・ヨンミン次長が出席して開会のあいさつを行ない、駐韓米国大使館の Lesle Bassett の舞台あいさつが行なわれる。

米国特許法の改正に関する講演会は以前にもあったが、今回の説明会は、米国特許庁の審査協力局長 Mark Powell が直接講演を行う。米国知的財産政策を総括する政府当局による説明が受けられる。また、改正事項の紹介に加えて「米国の特許制度の変化が世界の特許制度のパラダイム変化にどのような影響を与えるか」など、未来の予測も紹介する。

2番目のセッションでは、米国で特許実務を担当している特許弁護士 Steven Payne が講演を行う。サムソン電子とアップルの特許合戦の始まりから最近の判決にいたるまでの詳細な内容を紹介し、韓国企業が取り得る特許戦略を提示する。

特に、ソウル説明会では、特許資産の取引及び現金・流動化戦略を紹介する時間も設けられた。シカゴ所在の特許取引専門機関である国際知的財産取引所(The Intellectual Property Exchange International, Inc.)の Michael Friedman がこれまでの特許取引現場の経験に基づき、特許取引の進化過程から具体的な未来の展望などを提示する。

今回の説明会は、米国進出を希望する企業、研究者、弁理士及び金融業界の従事者などを対象に大幅改正された米国特許法の理解を高めるほか、米国特許の権利行使や資産運用策に関する最新の動向を学び、対米特許戦略の総合的な構築に役立つ場になると期待されている。

#### 2-9 韓国特許庁が中小企業に足を運んで直接サービスを提供

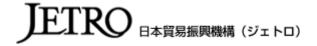
韓国特許庁(2012.10.22)

韓国特許庁は、10月24日の午後2時、忠清南道の天安市仏堂洞にある忠清南北道部の商工会議所にて特許創出及び特許紛争の対応戦略、知識財産センターの主な支援事業、特許出願及び審査手続き、半導体分野の主な特許統計に関する内容などをテーマにフォーラムを開催する予定だ。

最近、米国や欧州、中国など、世界各地への直接輸出のみならず、現地工場の設立または支社を通じての交易が活発になり、特許紛争も増加基調にある。

これを受け、韓国特許庁と中小企業庁忠清南北の事務所、忠清南北知識財産センターが共同で知財権を戦略的に保護・獲得できるよう、知的財産権の獲得と中小企業の研究 開発を支援する情報共有の場を設けた。

今回のフォーラムでは、関連技術に関する動向分析や未来の技術及び市場予測などを



踏まえた特許ポートフォリオを構築して特許紛争を事前に防ぐ対応戦略、特許出願及び 特許審査手続きに関する内容などを中心に発表が行なわれ、国内外で特許紛争が発生し た場合、その対応能力を強化して企業の損失と被害を最小限化するほか、特許紛争を事 前に防止するなどの知的財産経営を積極的に模索している企業にとって有意義な時間に なると期待されている。

#### 2-10 韓国特許庁、知能型ロボット大会を支援

韓国特許庁(2012.10.23)

韓国特許庁は、知能ロボット分野の発明を奨励するため、10月と11月に予定されている4つの知能ロボット大会で特許庁長賞及び賞金を設ける。

今年の支援対象は、国際ロボットコンテスト(10月 25日~28日、KINTEX)、韓国知能ロボット大会(11月9日~11日、浦項)、知能型創作ロボット大会(11月23日、忠南大学)及びロボット融合フェスティバル(11月26日~27日、大田コンベンションセンター)が選定された。この 4 大会の 26 部門において創作性が優れている出品作を選定し、特許庁長賞と 2000 万ウォンの賞金を授与する計画だ。

出品された作品は、韓国特許庁の審査官が直接審査を行ない、候補作のなかから独創性を備え任務の遂行能力が最も優れている作品を選定する計画だ。また、国際ロボットコンテストの期間中には、知財権広報パビリオンを運営し、知財権全体に関する広報と特許出願の相談を行う予定だ。

今回の事業は、新成長エンジンである知能ロボット分野における子供の創作意欲を高め、知的財産に対する認識を向上させるという狙いがある。今後は、支援大会の範囲を地方にまで順次拡大していく計画だ。

出品は、各大会のホームページで確認でき、小中高校部門、大学部門、一般部門に区分して受賞を行う。

#### 2-11 グローバル知財権合戦で生き残る方法を提示

韓国特許庁(2012.10.24)

韓国特許庁は、「国際的な特許紛争の対応及び営業秘密の管理策など韓国企業の知財権保護に向けた対応戦略」というテーマで「2012 知的財産権保護カンファランス」を国家知識財産委員会と共同で10月25日、ソウルで開催する。

米国中心だった知財権紛争の地域が欧州や中国にまで広がる一方、その分野も IT から製薬や自動車などに拡大すると予想されているなか、企業に特許などの産業財産権と営業秘密の保護戦略を提示するためにカンファランスを開催する。

今回は、国家知識財産委員会のユン・ジョンヨン委員長と韓国特許庁のキム・ホウォン庁長が参加し、午前にはクアルコムの副社長(Vice-President) Sean P.Murphy が「Innovation & Patent Strategy in the Global Company」について、ソウル大学のチ

ョン・サンジョ教授が「融合・複合時代における知財権戦争の展望と考え方」というテーマで基調演説を行う。

午後には、知財権紛争セッションと営業秘密保護セッションに分け、それぞれのテーマについて細部講演が行なわれる。

知財権紛争セッションでは、韓国企業の知財権保護に向けた支援策の紹介や米国における特許紛争の対応戦略、韓米の知財権制度の相違、海外進出する韓国企業の特許紛争の対応戦略、商標権の侵害に対する対応策などについて講演が行なわれる。

営業秘密保護セッションでは、営業秘密の保護に向けた支援策の紹介や人事管理の面から分析した営業秘密の保護戦略、保護政策の在り方、韓米の営業秘密紛争の相違点、営業秘密の優秀管理事例などを発表する。

韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヒョンデ局長は、「深刻になりつつある知財権紛争について政府と企業、学会が一堂に会し、対応戦略を模索しながら、知財権保護に対するコンセンサスを拡大させることがカンファランス開催の狙いだ。今回をきっかけに韓国企業の知的財産権が効率的に保護され、適切な対応が行なわれるよう、最善を尽くしたい。」と述べた。

### 2-12 韓国特許庁、「知的財産教育の先導大学」に檀国大学・ソウル大学・釜山経済 大学を追加選定 韓国特許庁(2012.10.26)

韓国特許庁は、第2次知的財産教育の先導大学事業の優先交渉対象として檀国(タングク)大学・ソウル大学・釜山経済大学の3大学を追加選定したと10月25日に発表した。

「知的財産教育の先導大学事業」は、知的財産の大衆化に向けて政府が大学レベルでの教育基盤構築を支援する取り組みとして、昨年第1次に江原(カンウォン)大学と仁荷(インハ)大学、全南(チョンナム)大学を選定し、今回は第2次の3大学を選定した。選定された大学は、知的財産専門の教授を選抜して様々な知的財産教育を行う。

今回の選定では、12 校の大学が申請し、競争率は4:1 にのぼった。順調に運営している第1次選定大学を参考に、優れた取り組みと認められる事業計画が多く提出されたため、さらに激しさが増したという。

そのうち、檀国大学は、来年から工科大学全体で知的財産教育を必須課目に定め、その他の5つの専攻にも知的財産教育を拡大させるなど、56の講座を設けて知的財産の大衆化を促進するという計画を打ち出し、高く評価された。また、専門の教授は、定年を迎える専任教授の中から選抜し、安定的な教育運営を図る計画だ。

ソウル大学は、大学院生を中心とした教育を行ない、知的財産を兼ね備えた優秀な研究人材を育成し、韓国特許庁が推進している「知識財産権中心の研究開発戦略(IP-R&D)」が大衆化できる基盤を構築するという計画を提案し、良い評価を受けた。

一方、釜山経済大学は、東南アジアからの需要に応じた知的財産人材を育成するとい

う戦略とともに、理系・工科大学など、知的財産創出分野の博士論文を特許出願と連携 するという計画を出し、好評を得た。

韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヨンデ局長は、「先導大学は、知的財産教育を大学に拡大し、システム化に有効であるため、今後とも持続的な選定を通じて知的財産の大衆化を図っていきたい。」と述べた。

韓国特許庁は、今回に選定された大学に毎年1億5千万ウォンを5年間支援する計画だ。

#### 2-13 特許庁初の特許生物資源データベースを構築

韓国特許庁(2012.10.26)

韓国特許庁は、名古屋議定書の発効に備え、世界初の特許生物資源データベースを構築した。

名古屋議定書とは、他国の生物資源を利用する際に金銭の支払いなどを義務化した国際条約であり、2010年10月、名古屋で妥結され発効を控えている。議定書が発効されれば、取得及び使用を行う際には生物資源の保有国から事前承認を受けなければならず、その生物資源を利用することで発生する利益を相互合意した条件により分配することになる。

名古屋議定書の協定事務局は、世界の生物資源の価値を 700 兆ウォンと推定している。 これまではただで利用していたのがこれからは巨大な経済的な枠になる。

名古屋議定書に有効に対応するためには、商業化とともに、韓国企業が利用している 外国の生物資源、外国人が利用している韓国の生物資源に関する特許情報など、身近な 特許生物資源の現状を把握することが重要だ。

韓国特許庁は、こうした認識のもと、今年の3月から「生物資源特許情報の分析及び活用策に関する研究」をスタートさせ、10月に特許生物資源データベース資料の構築を完了した。韓国特許庁が構築したデータベースは、最近の2年半間公開された特許のなかから植物、微生物、動物、ウィルス、昆虫などの生命資源に関する7,973件の特許を選定し、その内容を分析・加工した。

データベースは、生物資源の具体的な種類と用途、入手ルート、関連特許の内容など が含まれている。名古屋議定書に備え、生物資源の原産地も把握して収録した。

分析の結果によると、全体のなかで医薬品・食品・化粧品が約8割を占めていた。これは、韓国の生命工学産業で占める割合と一致する。最も多く使用されている生物資源は、植物(69%)と微生物(24%)で、動物、ウィルス、昆虫などの場合は、活用件数が低いことが分かった。一方、生物資源を利用した特許のうち、外国人による特許は821件で、約1割を占めている。

データベースに収録された 3587 種の生物資源のうち、韓国でしか分布していない固有種は、10 種類にすぎず、全てが植物だ。これは、韓国が生物資源の保有国ではなく、

利用国であることを示す。

内国人と外国人に人気のある生物資源が異なる点も興味深い。内国人に人気がある生物資源は、高麗人参、カンゾウ(甘草)、茶の木、豆、トウキ、クワの順となり、主に天然の医薬材料であった一方、外国では、茶の木、豆、オリーブ、ゴマ、葡萄、高麗人参だ。

生物資源の原産地についての認識の見直しの必要性も浮き彫りになった。9.2%である 735 件の生物資源の由来を表示したが、割合が低いのは、生物資源の由来に関する情報 が足りないか、脱落したからだと分析されている。各種の分析結果を含めた今回のデータベースは、整備事業を経て来年の初めから提供する予定だ。

今回に構築されたデータベースは、企業が生物資源の検索に費やすコストや時間を削減でき、名古屋議定書の発効以降に備えた基礎資料として活用できると期待されている。

#### <添付>特許生物資源のデータベースの概要

- □ 推進の背景
  - ○生物資源の利用及び活用度を向上させるための基礎資料として活用
  - ○生物資源の特許情報の分析・提供を通じて韓国のバイオ・製薬会社の競争力を向上
- □ データベースの内容
  - ○世界初の特許生物資源データベース
    - \*出願番号、生物資源の分類、起源、形態、原産地の検索可
  - ○国内の生物資源の特許出願現状を把握
    - -2010.1.  $1\sim2012.4$ . 6 まで公開された特許のうち、生物資源関連の分類コードに当たる 22,229 件を分析
      - \*A01, A21, A23, A61, C07, C08, C12, C13
      - \*未来の成長性を反映して化粧品の分野などを集中的に分析
  - ○名古屋議定書の発効時に及ぶ影響を分析
    - 国内出願のうち、国内生物資源及び国外の生物資源の利用現状を把握
    - -国内出願のうち、原産地の表示率の現状を把握

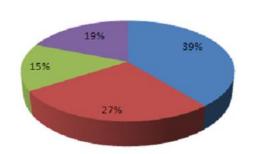
#### □主要な分析結果

- $\circ$ 分析の対象のなかで、生物資源を利用した特許は 7,973(36.9%)件であり、そのうち生物資源の出処が表示されたのは 735 件(9.2%)であり、外国人出願は、821 件(10.3%)
- ○最も多く使用された韓国の生物資源
  - 内国人は高麗人参を、外国人は茶の木を最も多く使用
- ○生物資源の原産地の分布(最多出願人のアモーレファシピック(株)の場合)
  - 国内外(998 件、69.4%)、国内(18 件、1.3%)、海外(59 件、4. 1%)、未確認(364 件、25.3%)



### 特許生物資源の分野別の割合特許生物資源の出願人別の割合

■食品 ■医薬品 ■化粧品 ■その他





#### □ 期待効果及び活用策

- ○有効な特許生物資源の検索に費やされる費用及び時間の削減を図る
- ○外国人の国内生物資源の利用現状のモニタリングが可能

#### □ 今後の推進計画

- 1993 年(生物多様性協約の発効)からの出願にまで対象を拡大
- ○生物資源の特許技術動向及び変化の推移の分析など、派生の情報を提供し、国内企 業の技術開発戦略の確定及び事業の方向設定を支援

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

#### 3-1 アップル、日本裁判所にサムスン電子を控訴

デジタルタイムズ(2012.10.16)

サムスン電子との特許訴訟をめぐり、日本で敗訴したアップルが控訴したことが確認 された。

15日付の日本経済新聞などによると、アップルは、東京高等裁判所に控訴状を提出し たという。

8月31日、東京地方裁判所民事合意 40 部は、アップルが「PC と携帯電話端末のマ ルチメディアプレイヤーとの間でデータを同期化する方式」に関する特許をサムスン電 子が侵害したとして提起した侵害禁止及び損害賠償の請求訴訟で原告敗訴判決を言い渡 した。

知的財産権の専門弁護士である城山 康文は、「控訴審は、早ければ6ヵ月、長引くと 1年6ヵ月ほどの期間が要される。」と説明した。

<パク・チソン記者>

サムスン電子との特許訴訟で、アップルがサムスン電子を東京高等裁判所に控訴した。

15日、アップルは、東京高等裁判所に控訴状を提出したという。

東京地方裁判所は、8 月、アップルが「メディアプレイヤーコンテンツと PC の情報を同期化する方式」特許をサムスン電子が侵害したとして提起した損害賠償請求訴訟で原告敗訴を言い渡した。

日本の民事訴訟法上、控訴期間は、韓国と同様に「送達後2週」だが、今回の控訴は1カ月遅れた形となった。原告がアップル日本法人ではなく、アメリカの本社であることを踏まえて原審の裁判所が「控訴期間を30日延長する」という主文を追加したためだ。

<キム・インスン記者>

#### 3-2 19日、アップルとサムスンの運命が変わる?

デジタルタイムズ(2012.10.17)

米国の控訴裁判所に続き、米国の国際貿易委員会(ITC)も一部の争点についてサムスンに有利な見解を示したことが明らかになり、波紋が広がっている。米国時間の 19 日、ITC の予備判定にサムスン電子が期待を寄せる理由だ。

米国時間の 16 日、法律専門サイト「Groklaw」によると、ITC のジェームズ・ギルディ裁判官は、先月 14 日、サムスン電子とアップルの特許侵害訴訟の予備判決において、サムスンが FRAND 条件を違反したというアップルの主張を退けた。

◇サムスン、FRAND条件が有効なカードに=ITCは、当初、アップルはサムスン電子の特許を侵害していないとして米国内のアイフォン販売の差し止めを要請したサムスンの主張を退けた。アップルに一方的な勝利を与えた陪審員評決に続き、ITCの判決もアップルに有利となっていたのだ。

しかし、ITC の判決文には、FRAND 条件(公正かつ合理的、非差別的に標準特許を使用する)を守らなかったというアップルの主張をはっきりと拒否していることが明らかになっている。

ギルディ裁判官は、「サムスン電子が FRAND 条件に違反したという証拠を見つけることができなかった。」と述べた。また、ライセンス契約を交渉する際、サムスン電子が巨額の費用を求めたというアップルの主張も退けられた。公正な価格水準をアップルが一方的に決めることはできないという理由からだ。

こうした内容が公開されたことを受け、米国時間の 19 日に開かれる ITC 予備判定も サムスン電子に有利な判決が下されるという見通しが力を得ている。

また、ITC は、アップルが標準特許を侵害した可能性が高いと判断された場合、サムスン電子が ITC に販売差し止めを申請できるという意見も示し、サムスン電子としては陪審員評決で無力になった「標準特許のカード」を再び考えられる余裕ができた。

◇相反する判決、不信感が高まる米国の特許訴訟=ギルディ裁判官は、8 月に出されたサムスン電子とアップルとの特許侵害本案訴訟の陪審員評決についての不信の意を示

した。彼は、判決文において「陪審員の評決には依存しない。それは、矛盾した結論を出したためだ。」とその理由を述べた。こうした ITC 側の見方は、本案訴訟における原審判決を担当したカリフォルニア州サンノゼ市の地方裁判所のコウ・ルーシー裁判官に伝えられた。コウ裁判官は、陪審員評決をもとに、12月6日、評決不服法律審理(JMOL)を行う予定だ。

ITC の判断に加え、サムスン電子の「ギャラクシーTab10.1」と「ギャラクシー・ネクサス」について販売差し止め仮処分の決定を下した下級審の判決が相次いで覆され、陪審員だけでなく、裁判所の判断が性急しすぎたのではないかという指摘も出ている。

一方、ITC の予備判定を前に、韓国でも「アイパッド 2」と「アイフォン 4S」を対象にした訴訟審理が行なわれた。サムスン電子とアップルは、16 日、ソウル中央地方裁判所民事合意 13 部の審理で開かれた特許侵害訴訟の弁論期日に、携帯電話の SMS グループ化技術(700 特許)と文字メッセージを作成する過程の検索入力の分割技術(808 特許)をめぐり、激しい攻防を交わした。

今回の訴訟は、サムスン電子が3月、「アップルが自社の常用特許5件を侵害した」として裁判所に追加で訴状を提出して始まったものだ。

この訴訟でサムスン電子は、アップルの「アイフォン 4S」と「アイパット 2」が△画面分割による検索種類の表示方式、△縦横の回転状態によるユーザー・インタフェース (UI)表示方式、△SMS と写真の表示方式などの 3 件の常用特許を侵害したと主張している。

<キム・ユジョン記者>

#### 3-3 米国の ITC、予備判決を 25 日に延期

電子新聞(2012.10.17)

米国の国際貿易委員会(ITC)は、アップルがサムスン電子を相手に提起した「ギャラクシー」ラインアップの輸入差し止め要請についての予備判定を延期した。

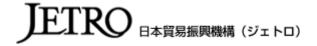
17 日のサムスン電子と外国メディアによると、ITC は、19 日に予定されていた予備 判決を 25 日に先送りした。

延期した具体的な理由については触れなかったが、判定の影響が大きいため、顧慮を極めていると判断されている。一角では、担当行政裁判官のトマス・ペンダーが、HTCがアップルを相手に提起した輸入差し止めも担当しているなど、過度な業務負担のためだと分析している。

アップルは、昨年、サムスン電子の「ギャラクシーS」などのスマートフォンや「ギャラクシーTab」などが自社の特許を侵害したとしてITCに輸入差し止めを要請した。

ITC は、9月、サムスン電子がアップルを相手に提起した輸入差し止め要請についての予備判定では、違反事項がないという判断を下した。

<キム・インスン記者>



#### 3-4 「アップルには屈辱」…イギリスで何が?

デジタルタイムズ(2012.10.19)

アップルがイギリスの新聞や雑誌に「サムソン電子は自社の特許を侵害していない」 という公告を載せ、イギリスの自社ホームページにも同内容を掲載すべきだという裁判 所の最終決定が下された。

18日のサムソン電子によると、イギリスのロンドン裁判所は、サムソン電子が提起したデザイン非侵害確認訴訟の原審判決についてのアップルの控訴を退けた。

イギリス裁判所は、7月、原審判決において「サムソン電子のギャラクシーTab がアップルの特許を侵害していない」という内容を自国のアップルホームページや新聞、雑誌に掲載するよう命令した。

アップルは、これに不服して控訴を提起し、執行が保留されたが、今回の棄却によって一週間以内の 25 日まで該当命令を履行しなければならない。ホームページの場合、6ヵ月間告知を掲載しなければならない。

ホームページに他社との特許紛争についての内容を掲載するのは、異例なことであり、 特許訴訟でサムソン電子と対立しているアップルとしては屈辱的(?) な事件と評価されている。

サムソン電子とアップルは、世界 20 カ国で特許合戦を繰り広げているが、今回のイギリスにおける判決は、有利な判例として活用される見通しだ。

サムソン電子の関係者は、「サムソン電子は、他社の知的財産権を尊重してきたが、一般的なデザインをもって無理な主張をし、消費者の選択権を制限することは望ましくないと考えている。こうした当社の主張を再確認してくれた裁判所の決定を歓迎する。」とコメントした。

<パク・チソン記者>

#### 3-5 SK ハイニックス、ラムバス社との特許訴訟で再審理を要請

デジタルタイムズ(2012.10.19)

SK ハイニックスが米国ラムバス社との特許訴訟について米国時間の 18 日、米国裁判所に再審理を要請した。

この日、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所にハイニックスが提出した資料によると、ハイニックスは、これまでの特許訴訟で扱われたラムバス保有特許のなかで、一部を無効化できる新たな証拠の採択を裁判所に申請し、新しい裁判を要請した。

サンノゼ地裁は、2009 年、ハイニックスがラムバスの D-RAM メモリ半導体関連の特許を侵害したとして 3 億 9 千 700 万ドル(約 4 千 380 億ウォン)の技術料の支払いを言い渡した。

しかし、その後、同裁判所は、ラムバスが訴訟の証拠資料を破棄した責任があるとし



て、言い渡した技術料を無効化し、ハイニックスが支払わなければならない技術料を「合理的かつ非差別的な」に基づいて再び定めることを命令した。

<チョン・ユジン記者>

#### 3-6 コーロン「米国検察の起訴に強力な対応を」

電子新聞(2012.10.19)

コーロンインダストリー(以下コーロン)は、デュポンの営業秘密を侵害したとして会社と前・現職の役員を米国検察が起訴したことに関連し、19日、「強力な対応を取る」という構えを明らかにした。

19日の外国メディアとコーロンは、「今回の起訴は、30年以上も独自の技術開発に取り組んできた自社の名誉を傷つけることであり、世界市場で公正に競争する権利を奪うものだ。」と批判した。

コーロン側の弁護士は、「デュポンは、不幸なことに営業秘密訴訟に頼ってアラミド市場で定められた競争を妨げている。デュポンは、これまで独占の恩恵を十分に享受した。これからは、コーロンもヘラクロンのような新製品で米国と世界市場で自由な競争ができる。」と述べた。

さらに弁護士は、「米国政府は、2007年6月から事件の調査に着手してからずっと手をこまぬいていて、デュポンとコーロンの民事裁判原審の結果が出てから起訴を決定した。この時点でコーロンを起訴して何を得たいのか疑問でならない。」と付け加えた。

コーロンは、1979 年、韓国科学技術研究院(KIST)と共同でアラミド繊維開発の研究を始めた。以来、約 30 年間、広範囲な研究開発へ投資を行ない世界市場での競争力を確保してきた。

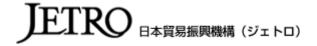
会社の関係者は、「誰でも公開された特許と出版物の情報を利用して研究開発することができる。それは、特許の根幹をなすものだ。コーロンやデュポンのような企業が競合会社と仕事をした経験のあるコンサルタントと契約して諮問を受けることはよくあることであって、これは競争の一部だ。」と主張した。

米国時間の 18 日、米国検察は、営業秘密の転用、営業秘密の盗み取り、調査妨害など、6 つの疑いを適用し、コーロンと前・現職の役員 5 人を起訴した。

米検察は、コーロンが防弾チョッキなどに使われるデュポンのアラミド繊維ブランド「ケブラー(Kevlar)」の営業秘密を盗み取り、総額 2 億 2600 万ドルの不当な利益を得ていたという疑いをかけた。

米裁判所は、デュポンが提起した民事訴訟原審でコーロンの営業秘密侵害を認め、9 億 1990 万ドル(約 1 兆 410 億ウォン)の賠償を命じた。現在、控訴審の手続きが進められている。

<チョン・ユジン記者>



#### 3-7 韓国の有名アウトドア衣類も「偽物」注意!

韓国特許庁(2012.10.22)

韓国特許庁は、10月15日、紅葉の季節を迎え、アウトドア衣類に対する模倣品の取締りを強化し、偽造商品の製造・流通業者を摘発したと発表した。

2007年の1兆ウォンから最近5兆ウォン以上に、市場規模が急成長し、主に海外ブランドの商標を模倣販売していた「偽物衣類市場」が、今や韓国の有名ブランド中心のアウトドア製品にまでその対象が拡大している。

摘発された衣類の最終製品の約8千6百着のうち、約5千着は「Black Yak」、「NEPA」、「KOLONG SPORTS」などの国内有名ブランドであり、正品の値段は7億ウォンに確認された。

商標権特別司法警察隊の大田事務所のイ・ビョンハ所長によると、ネット通販サイトやいちばなどを中心に「Black Yak」、「NEPA」、「ADIDAS SPORTS」などの模倣品の販売が増えている一方、大規模で取引される場合がないため、取締りが難しくなっているという。

特に、主に中国で生産輸入してきた「偽物」が税関の取締り強化に加え、現地の生産コストが上昇し、再び韓国内で生産する違法業者が増えている」として消費者の積極的な通報(偽造商品提報センター http://www.brandpolice.go.kr、お電話 1666-6464)を訴えた。

また、同所長は、「最近アウトドア製品が人気を博しており、偽物のブランドが続出している。できるだけ正品販売店で購入することが消費者にできる被害防止の方法だ。」と強調した。

#### 3-8 アップル、2年前に2億5000万ドルのロイヤルティを要求

電子新聞(2012.10.23)

アップルが 2 年前、サムソン電子に 2 億 5000 万ドルにのぼるロイヤルティを求めたことが明らかになった。

アップルは、昨年4月から本格的な特許訴訟を展開したが、その前の2010年10月5日に、こうした内容が盛り込まれた文書をサムソン電子に送り、圧迫の度を高めていた。

22 日、米国の法律専門サイト Groklaw が公開した「サムソン電子とアップルのライセンス議論」という資料によると、アップルは、サムソン電子にアンドロイド 1 億 200万ドルをはじめ、ウィンドウズモバイル 7 の 4500万ドル、バダ・シンビアンなど、その他の 5300万ドル、スマートパッド 3200万ドルなど、総額 2 億 5000万ドルのロイヤルティを要求した。

アップルは、当時の市場シェアなどを踏まえ、損害額を算出したという。

アップルは、サムソン電子にスマートフォン 1 台当たり 30 ドル、スマートパッド 1

台当たり 40 ドルの使用料を要求するとともに、「クロス・ライセンスに合意すれば、20% を削減する」と提案した。

また、アップルはこの資料においてスマートフォンは、△フォン・ライセンス、△スマート・ライセンス、△アドバンストモバイル・ライセンスなど、3つの特許技術で構成されると述べている。単純な通話のみが可能な製品はフォン・ライセンスのみ要るが、アイフォンのような製品は、「スマート・ライセンス」と「アドバンストモバイル・ライセンス」までも必要だと主張した。

これについて Groklaw は、「アップルが提案したライセンスは、サムソン電子より高い。FRAND 条項によりサムソン電子の標準特許の使用料が高いというアップルの主張は説得力を失った。」と指摘した。

<キム・インスン記者>

#### 3-9 米 ITC、「LG 電子は ITRI の LCD 特許を侵害していない」

電子新聞(2012.10.23)

米国際貿易委員会(ITC)は、LG 電子と台湾の国策研究機関の LCD 特許紛争で LG 電子に軍配を上げた。

23 日、台湾の中央通信社は、セオドア・エスックス行政法審判官が ITC のホームページに掲載した判決文で「LG 電子は、台湾工業技術研究院(ITRI)の LCD 関連特許を侵害していない」としたと報道した。

今回の判決は、台湾経済省傘下の研究機関である ITRI が「LG 電子が LCD バックライトモジュールの関連特許を侵害した」と主張し、2010 年 11 月に LG 電子を相手取って訴訟を起こしたことから始まった特許紛争の結果だ。当時、ITRI は LG 電子により、15 件の LCD テレビ関連特許、2 件の携帯電話関連特許のほか、エアコンやブルーレイディスクなどの分野で特許が侵害されたと主張した。

ITRI は、「初期判決の結果であり、裁判が終結されたわけではない」とし、「特許権を 守るため、最大限の努力をしていく」と述べた。

LG 電子の関係者は、「技術競争が深化していることから台湾側が技術牽制のため、戦略的に訴訟を提起した」と述べ、「最終判決に大きな変化はないと思う」と話した。

ITC は、産業機密の保安手続きを経て、近いうちに判決内容を全部公開する予定だ。 <キム・ヨンジュ記者>

#### 3-10 米国特許庁、「アップルのバウンスバック特許は無効」

電子新聞(2012.10.23)

サムソン電子とアップルの間で繰り広げられている特許訴訟の争点の 1 つは、「スクロール・バウンスバック」特許だ。この特許について米国特許庁が無効判決を言い渡した。そのため、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所にて陪審員が下したサムソ

ン敗訴判決に伴う賠償額も相当削減されると見込まれている。

特許専門サイトの FOSS patent は、アップルがサムソン電子を相手に訴訟を提起した特許のうち、1件(No.7,469,381)を米国特許庁(US Patent and Trademark Office)が無効化されたと 23 日に発表した。

この特許は、画面端部までスクロールさせた際、少し画面をスクロールアップする機能を規定している。

米国特許庁は、「独自の発明というよりは、先行技術を活用した技術」だと判断した。 8月の陪審員評決では、この特許を含めてアップルの6件の特許を侵害したという判断 が出された。

ドイツの知的財産権専門家で FOSS patent の運営者であるフローリアン・ミューラー (Florian Mueller) 氏は、「サムソンがこの内容(特許無効決定の事実)を担当の裁判官ルーシー・コウと共有しており、この結果は、サムソンに「ルール 50」を与えることに影響を与える可能性がある」と述べた。「ルール 50」は、陪審員無しに陪審員評決を無効化する措置だ。サムソン電子とアップルの特許訴訟は、12月の控訴審を控えている。

外国メディアは、こうした決定は 10 億 5000 万ドルに及ぶサムソン電子の賠償額の規模が大幅縮小するだけでなく、サムソン電子がこれまでの判決を否定するにおいて有利に働くという意見を示した。

<ホ・ジョンユン記者>

### 3-11 アップル、「米国の法務部がサムソン電子の反独占法の違反について調査中」 デジタルタイムズ(2012, 10, 24)

米国の法務部がサムソン電子を標準特許の濫用による反独占法の違反の疑いについて 調査を行っているという主張がアップル側から提起された。

米国時間の23日、知的財産権専門ブログFOSS Patent は、アップルが米国国際貿易委員会(ITC)に22日提出して陳述書でこのように主張していると報じた。

アップルは、陳述書で「(米国の)法務部がサムソン電子の必須標準特許使用について 調査を開始した。」と主張した。

FOSS Patent は、「ブルームバーグが 6 月に報じた、米国の反独占監督機関がグーグル及びモトローラを相手にモバイル関連の必須標準技術を公正に使用しているかどうかの調査をはじめたという記事と脈絡を共にしている」と説明した。

一方、欧州連合の執行委員会も今年初め、サムソン電子を相手に、必須標準特許を濫用して欧州のモバイル市場の競争を歪ませ、欧州通信標準研究所(ETSI)に約束した事項を違反したかどうかを調査している。

<キム・ユジョン記者>

#### 3-12 オランダ裁判所、「サムソンアップル特許を侵害していない」



#### 電子新聞(2012.10.24)

サムソン電子がオランダにおける初の特許本案訴訟でアップルに勝訴した。

イギリスのデザイン特許に続き、オランダでの常用特許の訴訟でもアップルの主張は 退けられ、欧州における特許合戦はサムソンに有利に展開されている様子だ。

オランダのヘーグ裁判所は、現地時間の24日、サムソン電子の「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーAce」、「ギャラクシーTab7.0」、「ギャラクシーTab10.1」が自社のマルチタッチ特許を侵害したとしてアップルが提起した訴訟で、原告敗訴判決を言い渡した。

裁判所は、「サムソン電子がギャラクシー・シリーズのスマートフォンとスマートパッド両方もアップルのマルチタッチ技術の特許を侵害していない。」と述べた。

マルチタッチは、2 本以上の指で画面を縮小・拡大する技術だ。へーグ裁判所は、昨年8月、アップルが出した仮処分申請についての決定でも、この特許侵害事実を退けた。

18 日、イギリス裁判所のデザイン特許関連の控訴審でもアップルの主張が退けられ、サムソン電子が勝訴した。ロンドン裁判所は、アップルが新聞や雑誌、イギリスの公式ホームページなどに「サムソン電子のギャラクシーTab は、アイパッドのデザイン特許を侵害していない」という内容を告知すべきだと命令した。

サムソン電子は、ヘーグ裁判所の判決について「当社の製品がアップルの知的財産権 を侵害していないことを確認してくれた。引き続きオランダ市場に革新的な製品と技術 を提供していきたい。」とコメントした。

一方、25 日には、米国国際貿易委員会(ITC)がアップルの提起したサムソン電子の特許侵害提訴について予備判定を下す。ITC は、輸入差し止めの権限を持っているため、両社とも神経をとがらせている。

<キム・インスン記者>

#### 3-13 ITC、「サムソンはアップルの特許を侵害」…輸入差し止めの危機か

#### 電子新聞/デジタルタイムズ(2012.10.25)

米国の国際貿易委員会(ITC)は、サムソン電子がアップルとアップルの前最高経営責任者である故スティーブ・ジョブズ氏が保有しているスマートフォン及びタブレット PC 関連の4件の特許を侵害したと判定した。

米国時間の 24 日、ITC の審判官は、サムソン電子とアップルの訴訟の予備判定でアイフォンのデザイン関連特許を含めてアップルとジョブズ氏が保有している 4 件の特許をサムソン電子が侵害したと ITC のウェブサイトにて発表した。

同審判官が侵害したと判断した特許には、ジョブズ氏が共同開発者として参加したタッチスクリーン技術関連の特許も含まれている。今回の判断は、予備判定であるため、ITCは、全体会議を経て特許侵害についての判断を確定する。サムソンの特許侵害が確定されれば、該当品目の対米輸出に制約となる可能性がある。



<キム・ナリ記者>

米国の国際貿易委員会(ITC)がサムソン電子のアップル特許の侵害を認める予備判決を下したことで、一部製品は米国への輸出が差し止めされる可能性が高まった。最終判決が残ってはいるが、予備判決が覆された事例は極めて少ない。

米国裁判所の陪審員評決に続き、行政機関である ITC までがサムソン電子の特許侵害を認めるなど、米国における特許合戦ではサムソン電子に不利な展開となっている。

サムソン電子は、最近欧州の特許訴訟で相次いで勝訴し、最終判決を覆すために総力戦で挑む構えだ。ITC判決の対象外である「ギャラクシーS3」や「ギャラクシーNOTE」などの新製品を中心に米国市場を攻略する案も模索するという。

◇侵害だと判定された技術は?

ITC のトマス・ペンダー(Thomas Pender)審判官は、米国時間の 24 日、アイフォンのデザイン関連特許を含め、アップルと故スティーブ・ジョブズ氏が保有している 4 件の特許をサムソン電子が侵害したと判定した。アップルは、昨年 7 月 5 日、ITC にサムソン電子が自社の特許を侵害したとして製品の輸入差し止めを申請した。

ITC が侵害を認めたのは、アップルのデザイン特許1件と常用特許3件の4件だ。

ITCは、サムソン電子がアイフォンの表面デザイン関連の特許と、いわゆる「ジョブズ特許」と呼ばれているタッチスクリーン関連のヒューリスティックス技術も侵害したと判定した。

スマートフォン画面にイメージが半透明に重なる技術とイヤホン入出力端子に組み込まれたマイク認識技術の侵害が認められた。

◇サムソン電子の製品、米国で販売禁止?

ITC の予備判定で、直ちに販売差し止めになることはない。ITC は、全体会議での検討を経て来年 2 月 25 日に最終判決を言い渡す予定だ。最終判決で輸入差し止めになっても「ギャラクシーS3」や「ギャラクシーNOTE2」、「ギャラクシーNOTE 10.1」などの新製品は対象外となっている。

侵害判定された技術が適用された製品は、「ギャラクシーS」や「ギャラクシーS2」、「ギャラクシー・ネクサス」、「ギャラクシーTab 10.1」などだ。全て今年の第 2 四半期まで米国市場で販売されていた主力商品だ。サムソン電子は、このラインアップで第 2 四半期における米国スマートフォン市場シェア 2 割を占めた。「ギャラクシーS3」などの新製品を発売し、同モデルの売上げは頭打ちになったが、直ちに販売差し止めになると、中低価格のモデルが消えてしまう。サムソン電子の米国でのシェアが 2 割を割る可能性も排除できない。

◇最終判決の見通しは?

米国の知的財産権専門会社「Tech IPM」のイ・グンホ代表は、「予備判定後、3か月の審議を経て来年に最終判決が出されるが、予備判決の結果が最終の段階で覆された事例はごく稀なので、影響は大きいだろう。」と述べた。



サムソン電子側は、「今回の予備判定に対する再審査を直ちに要請する計画であり、最 終決定では我々の主張が受け入れられるはずだ。」と確信した。

<キム・インスン記者>

#### デザイン (意匠)、商標動向

#### 4-1 スマートフォンの影響で「ゲーム商標」出願が急増

韓国特許庁(2012.10.19)

スマートフォンの普及により、モバイルゲームがメガコンペティション時代に突入し、 ゲーム関連の商標出願も急増している。

韓国特許庁によると、ゲーム関連の出願件数は 2008 年 183 件、2009 年 213 件、2010 年 246 件、2011 年 276 件と小幅の上昇を続けてきたが、今年 9 月末現在、305 件が出願され、昨年同期比 58.0%と大幅に増えた。

ゲーム関連の商標出願が増加した背景として、スマートフォン利用者数が3万人を超え、生活必需品として定着しているなか、LTEスマートフォンの登場でデータ受送信の速度がさらにスピーディーになったことで、マルチネットワークゲームなどのPC向けゲームもスマートフォンで簡単にアクセスできるようになったことが挙げられる。

こうしたゲーム需要の増加に対応するため、ゲーム会社は積極的に新たなゲームを開発し、それが出願の増加につながったと分析されている。

主要メーカーの出願動向をみると、今年 9 月まで昨年の同期間に比べて「NEXON KOREA」の出願件数は、18 件から 39 件に、「GAME VILL」は、10 件から 21 件に増加し、最近人気を博しているモバイルゲーム「ANIPANG」を発売した「SUNDAYTOZ」は、6 件から 20 件と大幅増加した。

また、ゲームメーカーは、モバイルゲーム事業にとどまらず、ゲームキャラクターを 活用して様々な分野に事業範囲を拡大している。

人気キャラクター「ANGRY BIRD」や「MAPLE STORY」の人気は、玩具から飲料、お菓子にいたるまで、付加価値の創出に貢献しており、キャラクターの商品化は、今後もさらに増えると見られ、ゲーム関連キャラクターの商標出願も大きく増加すると予想されている。

これと関連し、韓国特許庁の関係者は、「「ANGRY BIRD」で有名なフィンランドの「Rovio Entertainment」社は、自社のゲーム商標 4 件を発売と同時に国際的に保護されるため、米国や日本など 16 カ国に同時に国際出願したことがある。このように、新作のゲームは、国内外で同時に出願されるケースが多く、国内のゲームメーカーの海外



における有効な商標の権利保護及び事前的な侵害防止のためには、諸国に簡単に出願手続きが可能で、費用が削減できるマドリード国際出願システムを積極的に活用する必要がある。」と述べた。

#### ◎前年同期比ゲーム関連出願の現状

2011年1月~9月	2012年1月9月	前年比		
		増加件数	増減率	
193 件	305 件	112 件	58.0%	

#### その他一般

#### 5-1 グローバル特許紛争の解決策を模索する「国際民間 IP 連合体」が発足

電子新聞(2012.10.18)

特許戦争が激しさを増しているなか、知的財産(IP)の価値の向上と競争システムの見直しに取り組む国際民間 IP 連合体が韓国で正式に発足した。世界の IP 専門家同士の協力体制を強化し、特許紛争の合理的な解決策を模索する。

民間が主導する「世界知的財産首脳会議(GIPS)」は、18 日、ソウルで定期総会を開き、国際機関化に向けた定款と「ソウル知的財産コミュニケ」を採択した。この日に正式発足した GIPS は、各国の弁理士団体を中心に 22 ヵ国の IP 専門家が集い、IP 情報の共有と協力体制の構築を約束した。

GIPS は、2010 年米国知的所有権法協会(AIPLA)がワシントンで初回の総会を開き、第2回のフランス・パリ総会、第3回イタリア・ローマ総会を経て、韓国で民間 IP 連合体として公式発足した。

ソウル総会は、コミュニティの性格から脱し、IP 専門家の役割を強調し、国際連合体として飛躍するために「世界知的財産首脳会議(Global Network of National IP Practitioner Associations)」という名称を採択した。AIPLA の事務局長は、「サムスン電子とアップルの特許紛争で世界的に IP への関心が高まっている。不毛な特許紛争の懸念を防ぎ、特許制度の見直しの必要性について意見を共にした。」と発足の意義を述べた。

首脳会議の定款によると、会議の目的は、IP分野のコミュニケーション・教育・協力などだ。IP専門家が世界的なネットワークを構築して民間分野の教育を強化するのがその狙いだ。IPの価値と、法律や制度などに関する知識を共有することで、IP融和的な社会構築に乗り出す。大韓弁理士会のユン・ドンヨル会長は、「IPで人類の平和と福祉の増進に貢献することが求められている。各国のIP専門家が責任感を持って取り組もうという趣旨で、ソウル知的財産コミュニケを提案した。」と述べた。

会議の公式的な発足とともに発表する「ソウル知的財産コミュニケ」は、大韓弁理士会が草案を提案し、22 ヵ国加盟国が全会一致で採択した。コミュニケは、IP 紛争の合理的な解決、IP 制度の見直しを通じて技術開発を促進、創意的な人材の福祉向上への貢献などが盛り込まれている。GIPS の議長は、「加盟国の数を増やし、誰もが IP 教育と価値の創出に貢献できるよう、積極的に取り組みたい。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

#### 5-2 国内3大研究大学、「眠っている特許」が65<sup>95</sup>%

電子新聞(2012.10.19)

韓国 3 大研究大学の「眠っている特許」の割合が  $65.6\% \sim 95.8\%$ に達することが明らかになった。

19日、KAISTで開かれた国会による教育科学技術委員会の国政監査において、KAISTとGIST、DGISTがイ・サンミン議員(民主統合党)に提出した資料によると、各大学が保有している特許のうち、眠っている特許の割合が比較的に高いことが明らかになった。

KAIST は、6 月末現在、4023 件の特許を保有している。そのうち、2641 件(65.6%) が「眠っている」特許だ。放棄された特許も毎年 200 件に達している。

GIST は、830 件のうち 775 件(93.9%)が「眠っている特許」だ。DGIST は、4023 件を保有しており、そのうち 295 件(95.8%)が活用されていない。事業化率は、KAIST が 13.6%、GIST が 6.6%、DGIST が 4.5%であった。

イ議員は、「眠っている特許は毎年増加しているが、事業化率は逆に減少を続けている。」 と指摘し、対策を求めた。

<パク・ヒボム記者>

### 5-3 インテル、韓国の特許協力条約の利用件数が急増、背景は半導体特許競争 電子新聞(2012.10.20)

インテルの韓国政府の特許協力条約(PCT)サービス利用件数が大幅増加した。韓国政府の評価能力への信頼だとも言えるが、半導体部門において韓国企業との特許競争が激しくなっていることが背景だと分析されている。

韓国特許庁によると、今年 8 月まで韓国 PCT サービスを利用した海外企業上位 10 社は、インテルが 1284 件と圧倒的に多かった。 $2\cdot3$  位の HP(473 件)、マイクロソフト(384 件)などに比べて 3 倍ほど多い。こうした傾向が続く場合、今年には 2000 件に迫ると予想されている。

PCT 国際調査は、企業が PCT を出願する際の手続きとして義務化されている。国が協定を結んだ国だけに申請できる。韓国が協定を結んだ国は、米国・豪州・シンガポール・チリなど 13 カ国だ。韓国と協定を結んだ米国メーカーからの依頼が多い。インテルが今年に韓国の PCT 国際調査サービスの依頼を増やしている正確な理由はまだ把握



されていない。韓国特許庁の関係者は、「サービスの手数料が低く、こちらでは、韓国の 特許はもちろん、日本の特許情報の検索もよくできているからではないか。」とその理由 について説明した。

一方では、韓国との半導体部門における特許先取の競争の影響だと分析している。 IPCube パートナーズのミン・スンウク代表は、「韓国の大企業が非メモリー半導体部門に事業領域を拡大し、新技術分野(外国企業との)特許登録のイシューが増えている。」とコメントした。韓国の PCT 国際調査における手数料は 1101 ドルで、米国の 2080 ドル、欧州連合(EU)2426 ドルに比べて低い水準だ。中国は、主要国と協定を結べず、自国企業のみが利用している。

インテルのサービス依頼の急増で韓国特許庁の今年のサービス輸出実績は、大幅拡大 すると予想されている。

<キム・ジュンベ記者>

#### 【表】韓国の PCT 国際調査サービスを利用した10大外国企業(単位:件)

※資料:特許庁

順位	企業名	業種	2009	2010	2011	2012.8
1	インテル	半導体	157	269	806	1,284
2	HP	PC などの電子装備	564	545	647	473
3	マイクロソフト	PC ソフトウェア	563	359	670	384
4	Baker Hughes	油田開発サービス	287	348	324	252
5	Applied Materials	半導体の製造装備	322	254	268	167
6	Halliburton Company	エネルギー機械	11	50	113	160
7	カリフォルニア 大学	化学	140	150	183	156
8	3M	電子及び情報技術	298	232	214	125
9	グーグル	インターネット	80	66	132	104
10	Micron Technology	半導体	101	75	82	99

### 5-4 世界の IP 専門家、「韓国」を再評価

電子新聞(2012.10.21)

世界の知的財産(IP)の専門家が韓国に注目している。IP の権力がアジアにシフトしているという意見も提起された。

国際知的財産保護協会(AIPPI)の第 43 回世界総会が 20 日からソウルで開かれた。

AIPPI は、1897年に創立してから 115年の歴史を誇る IP 関連の国際民間団体だ。100ヵ国から 9000人以上の IP 専門家が会員として活動している。AIPPI 総会は、2年に1度開催国を変えて開かれている。

韓国 AIPPI のキム・ソンギ会長は、「韓国の産業が成長し、IP 専門家の間で韓国企業が重要な`プレイヤー'となりつつある。韓国を除いては IP を論ずることはできなくなっている。」と述べた。

AIPPI がアジアで開催されたのは 1992 年以降で 20 年ぶりだ。キム会長は、「中国も AIPPI を誘致しようとしたが、成功できなかった」と説明した。AIPPI では、特許・商標・デザイン・著作権を含める IP 関連の世界的な懸案や最近の動向を検討する。新しい国際条約や各国の立法推進、現制度の見直しなどのための協議が行なわれる。

先進 5 ヵ国特許庁グループ(IP5)には、韓国をはじめ米国・欧州・中国・日本が含まれている。今後は、アジアがさらに注目され、産業の根幹をなす基幹技術と知的財産権の中心もアジアにシフトしているということが専門家の意見だ。キム会長は、「これまでは米国や欧州などで開かれ、その地域の懸案が主に扱われてきた AIPPI 総会だが、今年は、サムソン電子とアップルの特許合戦で浮き彫りになった制度的な問題を議論した。特許出願と産業に関しては、日中韓は無視できなくなっている。」と述べた。IP 権力の中心が徐々に韓国を中心とした東アジアにシフトしているという意味だ。

これに先立ち、18 日、ソウルで開かれた「世界知的財産首脳会議(GIPS)」も韓国の地位を再確認する場となった。GIPS では、韓国の代表として参加した大韓弁理士会が直接提案した「ソウル知的財産コミュニケ」を公式に採択した。

ソウル会議をきっかけに、これまでの専門家の集まりという性格から脱し、国際民間 合議体として発足されたことも意味ある成果だといえる。

GIPS の議長は、「IP は、技術革新に基づいて構成される。韓国で GIPS と AIPPI が 開催されたことには、韓国が世界で最も技術革新のスピードが速い国だという評価も影響した。IP の保護と創出における韓国の役割が強調されている。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

#### 5-5 CPA グローバルの首席副社長、「韓国企業、まだ特許管理が不十分」

電子新聞(2012.10.22)

「特許管理の上で攻めは最高の守り。対応に及び腰になってはならない」

第 43 回国際知的財産保護協会(AIPPI)国際総会に参加するためにソウルを訪れた CPA グローバルのジョアン・ホン(Joanne Hon)首席副社長は、韓国の知的財産(IP)管理能力を向上するため、企業が特許管理に向けて積極的に乗り出す必要があると指摘した。

また、「主要企業で特許をエクセルで管理していることがある」とし、「IP 中心の経営 戦略を立てるためには統合ソリューションが必要だ」と述べた。

ホン副社長は、アジア太平洋地域のマーケティング責任者で、韓国や中国、台湾など



北東アジアの重要市場での事業展開を担当している。ホン副社長は、世界の IP 市場で韓国の地位は向上されたが、管理の面ではまだ十分にできていないと指摘した。さらに、「昨年の世界知的所有権機関(WIPO)の発表によると、韓国の特許出願件数は、17 万件で世界 4 位だった。しかし、韓国企業は、外国企業から特許侵害で提訴されているのが現状だ」と話した。

韓国企業がこれから IP の管理に対して関心を持ち、IP が保護されるべき財産であるという認識を持たなければならないということである。「韓国は、多くの中小企業が特許紛争にさらされている。その大きな原因は、不十分な IP 管理体制である。大企業は、資金や組織など、特許訴訟に対応できる強固なインフラを持っている。一方、中小企業は、社内に特許担当部署を設置することが難しく、特許紛争に関する経験や法的知識も十分でない」と話した。

ホン副社長は、特許だけで企業の IP 経営に大きく貢献することは難しいという。「特許やビジネスの戦略が相反していないか把握する必要がある」とし、「社内の各部署でコミュニケーションを取りながら経営に役立つ特許ポートフォリオを作成しなければならない」と話した。

中小・中堅企業では、特許管理に予算を投入することが難しい。このようなことを踏まえ、ホン副社長は、特許資産を客観的に検討することが必要だと話した。「まず、企業は自分の IP 資産を検討し、事業化ができる  $A \cdot B$  等級のものは残して、不要な C 等級のものは売却またはライセンシングの推進を検討してもよい」と述べ、「積極的な IP 活動が利益を出す」と強調した。

<クォン・ドンジュン記者>

#### 5-6 「ナロ号」、韓国の宇宙技術特許の希望を打ち上げる

韓国特許庁(2012.10.25)

韓国とロシアの大型ロケット技術が融合された「ナロ号」が10月26日の3回の打ち上げを準備している。

「ナロ号」の打ち上げとともに、韓国が独自開発した衛星ロケット(以下、韓国型ロケット)の開発に成功すれば、ロシア、フランス、日本、中国、イギリス、インド、イスラエル、イランに続く10番目の「スペースクラブ<sup>2</sup>」のメンバーになる。

これは、宇宙開発では後発ランナーである韓国の国家ブランドの価値を高め、これまでの宇宙技術特許の価値が認められることになるだろう。

韓国特許庁によると、1990年以降から大型ロケット関連3の国内出願は196件だという。このうち70件は、個体推進ロケットに関する特許であり、このように蓄積されて

 $<sup>^2</sup>$  Space Club、衛星ロケットと大型ロケットを独自技術で開発し、自国で打ち上げた国が加盟する組織

<sup>3</sup> 推進ロケット関連技術のみを集計

きた技術が「ナロ号」2段ロケット開発の土台となったと言える。

また、残りの 126 件は液体推進ロケット関連の特許であり、液体推進科学ロケットである「KSR-III」が打ち上げられた 2002 年と、「ナロ号」が打ち上げられ、韓国型ロケットの先行開発が大きく発展した 2008 年以降から増加しており、液体推進ロケットの技術が着実に国産化していることがうかがえる。

これは、液体推進剤を燃焼室に供給する方式で、加圧式の「KSR-III」とターボポンプ方式の「ナロ号」は異なるものだ。ターボポンプは、液体推進ロケットを大型化するためのコア部品であり、その開発が難航していたため「ナロ号」1段ロケットはロシアの支援を受ける必要があった。

しかし、「ナロ号」以降、宇宙開発のエンジンになり得る韓国型ロケットの開発事業に ターボポンプ方式が指定されてからは、ターボポンプ関連技術の開発が進められている ということも特許に反映されている。ターボポンプ関連の国内特許出願が 2004 年 1 件 からスタートし、2010 年には 7 件に増加したのだ。

一方、衛星ロケット関連4の国内特許出願は、韓国初の人工衛星「ウリビョル(我々の星)1号」が打ち上げられた翌年の1993年1件だったのが2010年には48件に増え、韓国の衛星ロケットの目覚ましい技術の発展を象徴している。

また、「ウリビョル 1 号」の人工衛星技術を蓄積してきた韓国のベンチャ企業が衛星 ロケットを輸出し、国際競争力を認められた事例からも分かるように、衛星ロケット技 術は、技術開発段階を経て今や、実用化の段階に差し掛かっていると分析できる。

教育科学技術部の資料5によると、2007 年から 2011 年の予算のうち、衛星ロケットは、全体の 67%と、大型ロケットと宇宙センター構築の予算より 2 倍多く、同時期の特許出願も衛星ロケットが 152 件と大型ロケットの 77 件より 2 倍多くなり、政府の持続的な投資の成果が表れている。

このような地道な宇宙技術開発にも問題点はある。宇宙技術分野に係っている韓国企業の大半が政府主導の宇宙開発事業において部品の製作に参加する下請け会社だということだ。しかし、これからは、宇宙技術分野でも国内企業が研究開発段階からパートナとして参加し、その蓄積された技術を特許化して付加価値の高い産業の大きな柱になり、宇宙開発を先進国型産業に発展させることができるだろう。

<衛星ロケットシステムの国内における特許出願>

(単位:件)

	1990-1996	1997-2001	2002-2006	2007-2010
--	-----------	-----------	-----------	-----------

<sup>4</sup> 衛星を利用する機械及び通信関連サービス技術分野などを除いた、衛星ロケットに適用される技術のみを集計した数値である。

<sup>5</sup> 教育科学技術部が発表した「第2回宇宙開発振興の基本計画」2011.11

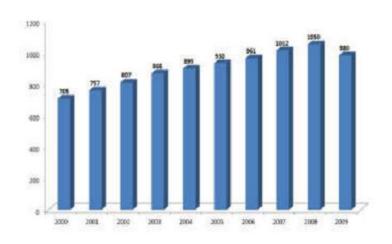


ペアリング		0	1	7	5
衛星ロケット		17	93	78	152
大型	個体推進ロケット	9	19	20	22
ロケット	液体推進ロケット	4	19	48	55

#### 5-7 国内 IP サービス業会、海外に「積極的」

電子新聞(2012.10.29)

韓国の IP サービス専門企業がアジア市場に積極的に進出している。価格競争力やきめ細かなサービスなどが海外で人気を得ている秘訣だ。マークプロは、29 日、「最近、東芝やレイテック、富士オイル、クロックワーク、小林特許事務訴など日本企業の特許使用料納付代理サービスを行うことにした。三井金属とその関連会社の保有特許 1000件以上の使用料納付の代行も来年から実施することで合意した。」と事業を紹介した。マークプロは、韓国の特許使用料納付市場で 6 割のシェアを確保している IP サービス専門会社だ。2 年前から地域ごとに合わせた特許管理サービスを武器にアジア市場に進出している。



<(単位:億円)><出処:特許庁 2011>

アジア市場のうち、日本は、李明博大統領が独島(日本名: 竹島)を訪問してから「事業関係が冷え込んでいる」という見方が多い。マークロプのイ・ジェジュン常務は、「領土問題などにより日韓関係が冷え込んでいるのは確かだが、日本から反応があった。韓国の IP サービスへの関心が高まっている。」と述べた。業界では、日本の特許使用料市場が韓国より 6~7 倍大きいと推定している。

韓国の IP サービスが海外の企業より価格競争力とサービスの品質が高いというのが 主な原因だと業界は評価している。イ常務は、「海外の IP サービスを提供している欧州

企業は、費用だけを優先し、仕事はその次になっている。韓国は比較的に人件費が安く、 仕事もきめ細かく処理しているという評価が口伝で広がっているようだ。」と説明した。 また、「現状だと、韓国の IP サービス業界がアジア市場に進出して良い成果が挙げられ る」という考え方を示した。

韓国の IP サービス会社が人気を得ているのは日本だけではない。先月、特許検索・調査専門会社の WIPS は、シンガポールに海外事務所を開所した。シンガポールを拠点に最近、IP サービス需要が増えているアジア市場で IP サービスの販路を切り開くためだ。WIPS は、オンライン特許検索サービス「WIPS グローバル・アドバンスト(WIPS Global Advanced)などの特許調査・分析、コンサルタント、技術取引と IP 取引など、総合的な IP サービスを提供している。

WIPS の企画マーケティング部のパク・ウンヨン部長は、「フィリピン特許庁と WIPS グローバル・アドバンストのオンラインサービスに関する MOU を 12 月頃に締結すると約束しており、具体的なスケジュールを調整中だ。」と述べた。中国では、韓国系中国人の翻訳人材を活用した桃園ドットコム、ゼセなど、IP 翻訳専門会社が中国市場の確保に乗り出している。

<クォン・ドンジュン記者>

#### 5-8 着るコンピュータの時代がやってくる!

韓国特許庁(2012.10.29)

ウェアラブルコンピュータは、次世代コンピュータ産業の中枢として様々な産業分野の統合を主導し、伝統産業に IT を融合して高い付加価値を生む新成長事業として浮上している。

ウェアラブルコンピュータは、身体や衣服に着用できるように作られたコンピュータを意味する。ユーザーが移動しながらも利用できるように小型化・計量化したのが特徴だ。走った距離やカロリーなどを自動的に記録する運動靴や運動服、マイクやカメラが搭載されている眼鏡などは、既に我々の日常生活に普及している。

今年、グーグルが公開した「プロジェクト・グラス」は、音声の命令で写真を撮ったり、メッセージを送ったり、グーグルの地図を利用したり、電話をかけることが可能で、これもウェアラブルコンピュータの一種だ。

韓国特許庁によると、ウェアラブルコンピュータ関連の特許出願は、2006 件以降から 増加基調にあるという。

- 年度別には 2006 年 122 件だった特許出願が着実に増加し、2010 年 165 件に達したが、2011 年 100 件から横ばい状態だ。
- -出願別には、大学/研究所が 43%、大企業 18%、中小企業 13%、個人 8%となっており、外国人の割合は 18%と、主に内国人による出願が多くなっている。

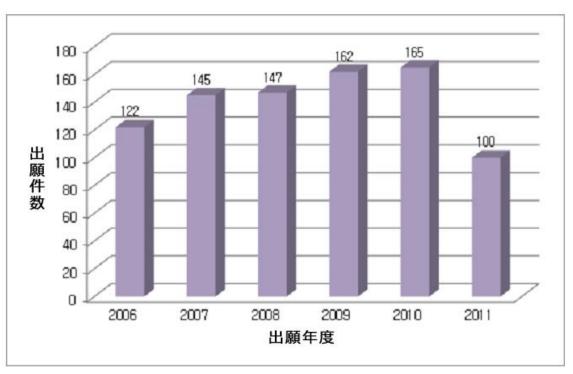
ウェアラブルコンピュータ関連の技術を具体的にみると、着用する部位別のフラット



フォーム、スマート衣類、着用型入出力装置、HMD(Head Mounted Display)、フレキシブル・ディスプレイ、五感の情報処理技術、ユーザー・インタフェース、身体通信、短距離無線接続技術などが多く出願されている。

市場調査機関である IMS リサーチは、報告書において世界のウェアラブルコンピュータ市場規模が 2016 年には 60 億ドル以上に達するという見通しを示した。

スマートフォンの普及と様々なハードウェア機器の小型化の流れの影響で、スマート機器は、今後、ウェアラブルコンピュータの形で進化すると予想されており、ウェアラブルコンピュータで伝えられる様々なマルチメディア情報は、利便性を追求し、リアルタイムの情報伝達に慣れている現代人のニーズと合致するものとして、今後、関連特許出願も増加していくと予想されている。



<ウェアラブルコンピュータ関連特許の年度別における出願動向>

#### 5-9 ID、LED企業を保護する守り型特許を構築

電子新聞(2012.10.30)

インテレクチュアルディスカバリー(ID)が特許管理会社から韓国企業を保護する目的で特許プールを構築し、その会員の募集を始めた。LED 関連特許をはじめに特許ポートフォリオの分野を拡大していく計画だ。

ID(代表ホ・ギョンマン)は、「韓国初の会員制 LED 特許プールを構築し、大規模の特許ポートフォリオで LED メーカーの特許紛争を支援したい。会員の企業を来年 4 月ま

で募集する。」という内容を 30 日に明らかにした。ID が構築した LED 特許プールは、韓国や海外に出願・登録した LED 照明、パッケージ、チップなどの製造技術特許の集合体だ。LED 照明機器、LED 応用機器、LED 光素子など、様々な事業に利用できる。

ID が推進する特許プールは、代表的な守り型 IP モデル。IP 専門会社が会員の企業に保有している特許をライセンする方式で実施権を与える。特許保険に加入して特許紛争を事前に防ぐようなものだ。既に米国では、RPX と AST が会員制の守り型 IP モデルを構築・運営している。

LEDメーカーが特許プールに加入すれば、特許紛争が発生した際に対応できる特許権を保有していることを相手企業にアピールできる。一方的に訴訟を提起することも難しくなるため、特許紛争を事前に防止できるうえ、訴訟になってもクロス・ライセンスを結ぶか、交渉を通じてロイヤルティ費用を削減できる。

会員の企業は、加入費と一定の使用料を支払えば、大規模な特許ポートフォリオの使用権(実施権)を持つことができ、LED分野の関連特許を確保するために巨額の費用を支払うより比較的低価格で特許権を利用できる。

現在、ID が保有している LED 特許ポートフォリオは、約300 件だ。このうち、海外の特許プールが9割以上を占めている。ID は、「LED 分野からスタートし、セキュリティスマート機器・半導体・クラウドコンピュータなど、ID の25 の戦略分野を中心に特許プールを拡大していく計画だ。市場の需要と特許紛争の防止の至急性を調べてプールを構成していきたい。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

#### 5-10 機械、お互い疎通を始める!

韓国特許庁(2012.10.30)

寒い冬の朝、出かける準備をしている間、温度センサーが車に信号を送り込みエンジンをかけてヒーターをつけておく。車に乗ると、リアルタイムで受信した交通状況に応じて道を案内してもらい、ユーザーが家に近づいたら車やスマートフォンが家の温度調節装置に情報を送信して室内温度を調整する。電気やガス、水道などのメーターは、使用料を自動的に点検し、遠隔サーバーに転送する。健康管理のために体に取り付けられたセンサーは、生体信号をモニタリングして情報を病院などに自動的に送り込み、応急な状況を感知すれば自動的に救助要請を出す。

以上は、現在私たちが生活の中で経験しているか、近未来に経験すると予想されている機器同士(M2M:Machine-to-Machine)のネットワークサービスの風景を描いている。 M2M ネットワークは、人を介さず機器同士が行うコミュニケーションだ。M2M ネットワーク環境における機器は、メモリの読み取りや直接操作など、伝統的に人により行なわれてきた動作は最小限に減らし、機器同士のネットワークで自らが判断してスマートに動く。

韓国特許庁によると、M2M ネットワークに関する特許出願が最近急増しているという。最近の 6 年間(2006~2011)の M2M ネットワーク関連の特許出願は、2009 年 17 件から 2010 年 42 件、2011 年 80 件と毎年速いスピードで増加している。

出願人別に分析すると、KT、サムソン電子、LG電子などの国内大手が 68%と最も多く、続いて韓国電子ネットワーク研究院及び国内大学などの国内研究機関が 23%、外国企業が 8%、個人が 1%の割合を占めている。頭打ちとされていたネットワークサービス市場で主要企業が新規収益を創出するための解決策として M2M ネットワークに大きな関心を示していることがうかがえる。

技術別における出願動向を分析すると、M2M 機器の接続をコントロールする技術が44%と最も多くなっている。これは、M2M ネットワークの特徴上、多数の機器が同時にアクセスするとネットワークに過負荷が発生する現象を防ぐための技術開発が積極的に行なわれていることを意味する。その他に、M2M 機器への遠隔管理技術が14%、M2Mサービス関連の出願が11%、セキュリティ/認証関連の技術が6%、節電/バッテリー関連技術が3%を占めていた。

韓国特許庁の関係者は、「これまでは、施設の管理や遠隔コントロールなど、産業現場で主に利用されてきた M2M ネットワークが、今後、家庭のセキュリティや管理、車両の管理及び運転の補助、遠隔医療など、生活と密接したサービスにその応用範囲が拡大するだろう。」という見通しを示した。また、M2M ネットワーク関連の特許出願も着実に増加すると予想した。

#### 5-11 特許合戦の時代、女戦士が行く!

韓国特許庁(2012.10.31)

知財権分野で活動している女性弁理士は、この 10 年間、194 人(2002 年)から 1106 人 (2012 年)と 460%以上増加しており、これは、同期間の男性弁理士の増加率を 2 倍上回るペースだ。

代表的な例として、韓国最大の法律事務所「金&張法律事務所」に勤務している女性 弁理士は33%であり、化学・生命分野の場合は半分以上を占めていることが挙げられる。

知的財産分野の主務部署である韓国特許庁にも、技術審理官<sup>6</sup>、審判官、審査官などの職務に女性が活躍している。とくに、化学・生命分野の場合、技術専門性を兼ね備えた 94 人の女性審査官や審判官が女性特有のきめ細かさを強みとして最新技術の特許性を厳しく判断している。

このように、法律や医学、金融などの専門的分野で女性が占める割合が増え、積極的に活躍しているのは、女性の高学歴化と韓国経済の知識基盤サービス産業へのシフトで

<sup>6</sup> 裁判所から派遣され、裁判長の名を受け、訴訟記録や事実問題などに関する技術的・ 専門的な事項について諮問(技術審理官の規則)



専門職の女性に対する需要が増加しているのが背景だ。

また、特許分野の場合、いつも新しい技術を扱うという業務の特徴により、女性の科学技術者が創意性を発揮しやすくなっている。政府機関のなかでも特許庁は、在宅勤務や弾力的勤務制度など、自由な勤務環境を構築するための制度を積極的に施行しているため、女性が安定的に専門性を身につけることができるような環境が整っているためだと分析されている。

2012年度の法科大学院における合格者のうち、女性が約44%(910)であることを踏まえれば、今後、知的財産の創出及び権利化の段階のみならず、知的財産を活用した企業同士の紛争及び技術の事業化分野でも女性の役割が大きくなることが予想されている。

韓国の代表的な大手企業サムソン電子とアップルの世紀の特許訴訟を担当しているコウ・ルーシー裁判官が韓国系米国人女性であるように、今後、知識情報化社会における特許合戦の時代に知的財産分野で、女性のパワーは一層強くなるだろう。

(単位:人)

年度 弁理士	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年
男性	1,829	2,528	3,515	3,952	5,601	5,843
女性	195	340	483	602	984	1,106
(割合,%)	(9.6)	(11.9)	(12.1)	(13.2)	(14.9)	(15.9)
全体	2,024	2,868	3,998	4,554	6,585	6,949

<出処:韓国特許庁、知識財産主要統計>



過去のニュースは、<a href="http://www.jetro-ipr.or.kr/">http://www.jetro-ipr.or.kr/</a> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

http://www5. jetro. go. jp/mreg/menu

本ニューズレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム